

議案第46号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表地域公共交通会議の項の次に次のように加える。

運賃協議会	委員	日額 6,000円
-------	----	-----------

別表ごみ処理検討委員会の項を次のように改める。

廃棄物減量等推進審議会	委員	日額 6,000円
-------------	----	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表ごみ処理検討委員会の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

非常勤特別職の報酬の新規制定及び改正を行いたいので、この案を提出するものであります。